

正 誤

令和五年三月三十一日付け奈良県公報号外第五十三号正誤表

題名	昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部改正
ページ	三
行	「
誤	第十九号）に基づく書面等の写し等の作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。
正	第十九号）に基づく奈良県個人情報保護審議会に提出された書面等の写し等の作成に要する費用及びその送付に要する費用の収納を行うこと。 「 の誤り。